

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平川市長 長尾 忠行

市町村名 (市町村コード)	平川市 (22101)
地域名 (地域内農業集落名)	平賀⑧ (東部地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	(第1回) 令和6年3月11日

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・高齢化、後継者不足等の影響により農地の出し手は増えるが、受け手を確保することが難しい。
- ・露地野菜が主力の地区であるが、市場価格が安定していないため、経営面積拡大のリスクが高い。また、作業が早朝（午前3時から）になるため、労働力確保の問題が規模拡大の妨げになっている。
- ・収穫がない冬期間に幹旋する仕事を検討しないと就農者が増えない。
- ・野菜に関する補助事業を活用を希望しても採択までのハードルが高く、機械の取得が困難である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区の主力である高冷地野菜・水稻の栽培を拡大・維持していくにあたり、労働力不足がネックとなっていることから、市の労働力確保事業と連携して、早朝から働ける人材の確保に務める。

また、地区内でも集落が多数あり、距離的に行き来が容易でないことから、今後は各集落の後継者がいる担い手に農地を集め、担い手がいなくなる土地は中山間組織による保全管理とすることを見据える。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	482 ha
------------	--------

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

小国、切明地区の一部を保全管理地とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
各集落の若手もしくは後継者を確保している経営体に農地を集積する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
(3) 基盤整備事業への取組方針
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内での各集落の交流を図り、若手農業者が生産法人を立ち上げるために、バックアップする。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									